

財政報告書

～平成25年度下半期の財政状況～

平成26年6月

秋田県後期高齢者医療広域連合

目 次

- 1 本報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 2 平成25年度下半期の財政状況について
 - (1) 広域連合一般会計歳入歳出予算の執行状況・・・・・・・・ P 1
 - (2) 広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の執行状況・・・・・・・・ P 2
 - (3) 住民の負担の状況（市町村負担について）・・・・・・・・ P 3～P 5
 - (4) 財産及び一時借入金の現在高・・・・・・・・ P 6

- 3 財政の動向及び財政方針について・・・・・・・・ P 6

1 本報告書について

この報告書は、「秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例（平成19年条例第19号）」に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の、平成25年度下半期（平成25年10月1日～平成26年3月31日）の予算の執行状況や財産の状況について報告するものです。

なお、この報告書で説明する広域連合の財政状況は、平成26年3月31日現在の状況を記載するものであり、現金の未収及び未払の整理を行うための期間（「出納整理期間」といい、平成26年4月1日から同年5月31日までの期間となります。）の収入・支出は含んでいません。そのため今回記載している額は、決算額となるものではありません。

2 平成25年度下半期の財政状況について

（1）広域連合一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成26年3月31日現在）

ア 歳入

（単位：千円）

区 分	予算現額 A	収入済額 B			収入率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
分担金及び負担金	326,833	200,215	126,619	326,834	100.0%
財産収入	685	0	685	685	100.0%
繰越金	73,540	73,539	0	73,539	100.0%
諸収入（預金利子等）	1,626	523	463	986	60.6%
合 計	402,684	274,277	127,767	402,044	99.8%

イ 歳出

（単位：千円）

区 分	予算現額 A	支出済額 B			執行率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
議会費	916	127	317	444	48.5%
総務費	168,855	14,006	14,226	28,232	16.7%
民生費	231,449	0	223,580	223,580	96.6%
予備費	1,464	0	0	0	0.0%
合 計	402,684	14,133	238,123	252,256	62.6%

(2) 広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の執行状況

(平成26年3月31日現在)

ア 歳入

(単位：千円)

区 分	予算現額 A	収入済額 B			収入率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
市町村支出金	21,854,982	9,100,826	12,632,980	21,733,806	99.4%
国庫支出金	48,571,156	38,651,693	10,128,927	48,780,620	100.4%
県支出金	11,723,430	5,915,478	5,886,067	11,801,545	100.7%
支払基金交付金	56,556,604	21,482,739	31,034,205	52,516,944	92.9%
特別高額医療費 共同事業交付金	18,113	0	20,424	20,424	112.8%
財産収入	1	0	0	0	0.0%
繰入金	1,375,292	0	1,358,283	1,358,283	98.8%
繰越金	5,108,938	5,108,938	0	5,108,938	100.0%
県財政安定化基金借入金	1	0	0	0	0.0%
諸収入	93,088	44,961	53,582	98,543	105.9%
合 計	145,301,605	80,304,635	61,114,468	141,419,103	97.3%

イ 歳出

(単位：千円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B			執行率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
総務費	287,404	96,429	115,574	212,003	73.8%
保険給付費	140,145,730	58,854,112	69,395,277	128,249,389	91.5%
県財政安定化基金拠出金	70,169	0	69,966	69,966	99.7%
特別高額医療費 共同事業拠出金	18,528	0	18,278	18,278	98.7%
保健事業費	221,157	1,481	1,060	2,541	1.1%
公債費	2,541	0	0	0	0.0%
諸支出金	2,994,862	903,952	2,073,330	2,977,282	99.4%
予備費	1,561,214	0	0	0	0.0%
合 計	145,301,605	59,855,974	71,673,485	131,529,459	90.5%

(3) 住民の負担の状況

ア 保険料

後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、75歳以上の方及び65歳～74歳の一定の障がいがある方で、平成26年3月31日現在における秋田県の被保険者数は187,316人です。

被保険者の方からは、広域連合が定めた保険料率によって算出された保険料を負担していただいておりますが、所得の低い方やこれまで保険料の負担がなかった社会保険等の被扶養者だった方については、保険料が軽減されます。

表：平成22年度及び23年度と平成24年度及び25年度の保険料率等について

(単位：円)

	H22・H23年度		H24・H25年度			H22・H23年度		H24・H25年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率		均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
北海道	44,192	10.28%	47,709	10.61%	滋賀県	38,645	7.18%	41,704	8.12%
青森県	40,514	7.41%	40,514	7.41%	京都府	44,410	8.68%	46,390	9.12%
岩手県	35,800	6.62%	35,800	6.62%	大阪府	49,036	9.34%	51,828	10.17%
宮城県	40,020	7.32%	40,920	8.30%	兵庫県	43,924	8.23%	46,003	9.14%
秋田県	38,925	7.18%	39,710	8.07%	奈良県	40,800	7.70%	44,200	8.10%
山形県	38,400	7.12%	39,500	7.52%	和歌山県	42,649	7.91%	43,271	8.28%
福島県	40,000	7.60%	40,000	7.76%	鳥取県	40,773	7.71%	40,773	7.71%
茨城県	37,462	7.60%	39,500	8.00%	島根県	39,670	7.35%	41,520	8.41%
栃木県	37,800	7.18%	42,000	8.54%	岡山県	44,000	8.55%	45,000	8.97%
群馬県	39,600	7.36%	42,700	8.48%	広島県	41,791	7.53%	43,735	8.35%
埼玉県	40,300	7.75%	41,860	8.25%	山口県	46,241	8.73%	47,474	9.45%
千葉県	37,400	7.29%	37,400	7.29%	徳島県	43,990	8.03%	48,900	9.51%
東京都	37,800	7.18%	40,100	8.19%	香川県	47,200	8.81%	47,200	8.81%
神奈川県	39,260	7.42%	41,099	8.01%	愛媛県	41,227	7.84%	44,194	8.72%
新潟県	35,300	7.15%	35,300	7.15%	高知県	48,931	8.94%	51,793	10.35%
富山県	40,800	7.50%	43,800	8.60%	福岡県	52,213	9.87%	55,045	10.88%
石川県	45,240	8.26%	47,520	9.33%	佐賀県	47,400	8.80%	49,500	9.60%
福井県	43700+	7.90%	43,700	7.90%	長崎県	42,400	7.80%	44,600	8.23%
山梨県	38,710	7.28%	39,670	7.86%	熊本県	47,000	9.03%	47,900	9.26%
長野県	36,225	6.89%	38,239	7.29%	大分県	47,100	8.78%	48,500	9.52%
岐阜県	39,310	7.39%	40,670	7.83%	宮崎県	42,500	7.55%	45,500	8.48%
静岡県	36,400	7.11%	37,900	7.39%	鹿児島県	45,900	8.63%	48,500	9.05%
愛知県	41,844	7.85%	43,510	8.55%	沖縄県	48,440	8.80%	48,440	8.80%
三重県	36,800	6.83%	39,120	7.55%	全国平均	41,700	7.88%	43,550	8.55%

出典：厚生労働省「後期高齢者医療制度における平成24年度及び25年度の保険料率等について」

保険料の徴収にかかる事務は市町村が行い、市町村は徴収した保険料を広域連合に負担金として支払います。平成26年3月31日現在で、市町村から広域連合に支払われた保険料負担金及び各市町村の被保険者数は、次の表のとおりです。

表：市町村ごとの保険料負担金の額及び被保険者数（平成26年3月31日現在）

市町村名	保険料負担金 (単位：円)	被保険者数 (単位：人)
秋田市	2,481,850,900	43,411
能代市	431,888,600	11,236
横手市	582,849,478	18,666
大館市	655,523,500	14,729
男鹿市	201,121,245	6,417
湯沢市	292,769,200	9,630
鹿角市	230,539,540	6,551
由利本荘市	494,558,900	14,726
潟上市	161,528,400	4,829
大仙市	531,793,412	16,563
北秋田市	279,519,800	8,026
にかほ市	179,187,800	4,698
仙北市	182,405,600	5,943
小坂町	55,645,900	1,369
上小阿仁村	26,008,510	773
藤里町	24,312,100	922
三種町	96,819,900	3,907
八峰町	51,638,200	1,774
五城目町	68,341,600	2,430
八郎潟町	40,646,450	1,204
井川町	24,666,200	992
大潟村	41,386,100	461
美郷町	108,213,200	4,154
羽後町	71,798,750	3,333
東成瀬村	10,438,960	572
合計	7,325,452,245	187,316

イ 共通経費

直接の住民負担ではありませんが、広域連合の事務経費を共通経費負担金として、各市町村が負担しています。共通経費に係る市町村負担金の割合は、広域連合規約に定められており、25市町村による均等割を10%、高齢者人口割を40%、市町村の総人口割を50%の割合で算出しています。

平成26年3月31日までに、市町村から広域連合に支払われた平成25年度分の共通経費負担金は、次のとおりです。

市町村名	負担金額 (単位：円)	高齢者人口 (単位：人)	総人口 (単位：人)
秋田市	79,433,722	41,570	322,137
能代市	18,026,525	10,919	59,427
横手市	29,327,626	18,315	99,640
大館市	23,408,663	14,281	79,163
男鹿市	10,640,078	6,348	32,061
湯沢市	15,912,727	9,684	51,386
鹿角市	11,137,683	6,453	34,684
由利本荘市	24,236,370	14,242	84,999
潟上市	9,812,372	4,606	34,670
大仙市	26,582,221	16,555	89,517
北秋田市	12,346,969	7,741	36,470
にかほ市	8,726,466	4,536	27,679
仙北市	9,953,727	5,850	29,890
小坂町	3,137,605	1,273	5,988
上小阿仁村	2,287,838	788	2,785
藤里町	2,549,305	912	3,904
三種町	6,921,525	3,837	19,163
八峰町	3,816,604	1,761	8,392
五城目町	4,608,359	2,345	10,763
八郎潟町	3,137,605	1,158	6,637
井川町	2,843,456	979	5,436
大潟村	2,091,737	399	3,255
美郷町	7,469,789	4,057	21,824
羽後町	6,267,858	3,346	17,121
東成瀬村	2,157,104	576	2,806
合計	326,833,934	182,531	1,089,797

高齢者人口：平成25年度負担金の基となる平成24年3月31日現在の人口（住民基本台帳年報及び外国人登録者数）

総人口：平成25年度負担金の基となる平成24年3月31日現在の人口（住民基本台帳年報及び外国人登録者数）

(4) 財産及び一時借入金の現在高

ア 財産

区 分	現在高 (平成26年3月31日現在)
公有財産	なし
物 品	分割サーバシステム一式
債 権	なし
基 金	413,253千円
後期高齢者医療制度臨時特例基金	413,253千円

イ 一時借入金

平成26年3月31日現在で、一時借入金の借入はありません。

ウ 地方債

平成26年3月31日現在で、地方債の借入はありません。

3 財政の動向及び財政方針について

秋田県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度の運営主体として、広域連合を構成する25市町村と連携し、より円滑な組織運営に努めるとともに必要な事務事業と各種広報事業等を実施しております。

組織運営に係る一般会計の財源は、広域連合を構成する市町村からの負担金によるものであるため、市町村の厳しい財政事情に配慮し、事務事業に対するコスト意識の徹底を図りながら広域連合設立のスケールメリットを十分に生かし、最小の経費で最大の効果を得られるよう計画的かつ効率的な運営に努めます。また、制度の推進に係る特別会計の財源は、被保険者からの保険料と公費（国・県・市町村）等によるものであるため、負担の公平性を確保し適正な財政運営に努めます。